パルシステム共済生活協同組合連合会

通勤・通学のケガ、日常の賠償事故も補償※

パルシステムの

自転車保険

交通事故危険のみ補償特約付 団体総合生活補償保険（標準型） ※パルシステムの自転車保険は「交通事故による傷害（ケガ）」と賠償責任を補償します。

インターネットからもカンタンにお申込!!

パルシステム 自転車保険

ついに 神奈川県と静岡県でも！

2019年10月1日施行決定!! 早めのご準備を!!

自転車保険への加入が（日常生活での賠償責任保険等）義務になります！

※詳しくは各県の公式ホームページをご確認ください。

すべての年齢の方がご加入可能!!

パルシステムの組合員なら団体割引で保険料が15%割安！

コース	個人コース 被保険者：本人 （加入依頼書の被保険者氏名記載の方）	夫婦コース 被保険者：本人・配偶者	家族コース 被保険者：本人・配偶者・本人または配偶者の同居の親族、別居の未婚の子
保険料（年間）	年間保険料 2,820円 ※月換算 235円	年間保険料 4,700円 ※月換算 約392円	年間保険料 6,580円 ※月換算 約549円
補償内容 賠償責任補償（対人・対物） 日常生活個人賠償責任保険金（日本国内のみ 示談交渉サービス付）	最高2億円まで補償 賠償責任が生じたとき 自転車事故以外も補償！ 日常生活 個人賠償責任は自転車による相手への賠償のみならず、日常生活における賠償事故を補償いたします。 ※日常生活個人賠償責任の被保険者の範囲については、裏面の「契約概要のご説明」1.（1）商品の仕組みでご確認ください。		
補償内容 交通事故による傷害補償 傷害入院保険金日額（180日限度）	1,500円		
傷害通院保険金日額（90日限度）	1,000円		
傷害手術保険金	［入院中に受けた手術の場合］傷害入院保険金日額の10倍 ［入院中以外に受けた手術の場合］傷害入院保険金日額の5倍		
傷害死亡・後遺障害保険金額	49万円（個人コース）	156万円（夫婦コース）	152万円（家族コース）

安心ポイント

ポイント1 事故の相手に対する賠償責任が最大2億円まで補償！

示談交渉サービス付き※国内のみ

自転車での加害事故例
自転車事故を起こした小学5年生児童の母親に約9,521万円の賠償命令
※神戸地方裁判所、2013年7月4日判決

ポイント2 毎年自動更新で補償が途切れる心配がありません！

※自転車購入時ご加入した保険をはじめ自動更新でない保険もありますので、ご加入中の保険をご確認ください。

保険料について

2019年3月以降にお申込いただく場合は、お申込日によって補償開始日・保険料請求日、保険料が異なりますので、必ず右記保険料表をご確認ください。

申込受付期間	補償開始日	保険料請求日	補償終了日	個人コース	夫婦コース（一時払）	家族コース
5／1～5／31	7／1（午前0時）	8／6	2020／4／1（午後4時）	2,120円	3,540円	4,960円
6／1～6／30	8／1（午前0時）	9／6		1,880円	3,140円	4,390円
7／1～7／31	9／1（午前0時）	10／7		1,650円	2,750円	3,850円

※8月以降も随時お申込みができます。保険料については下記のフリーダイヤルまでお問い合わせください。●前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

〈保険期間〉2019年4月1日午後4時～2020年4月1日午後4時（1年間） ご加入内容の変更や解約等のお申し出がない限り、自動継続となります。

この保険のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（交通事故危険のみ補償特約付団体総合生活補償保険（標準型）以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。

［取扱代理店］パルシステム共済生活協同組合連合会 保険事業部 〒169-0072 東京都新宿区大久保2丁目2-6 ラクアス東新宿6階
FreeDial 0120-201-342 ［受付時間］9:00～17:30（土日を除く）
［団体契約者］パルシステム共済生活協同組合連合会
［引受保険会社］三井住友海上火災保険株式会社 広域法人部 営業第二課 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL 03-3259-6693

この商品は損害保険であり、共済ではありません。

お申し込みについて

■申込方法／加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、署名してご郵送ください。
■加入者／パルシステム共済生活協同組合連合会の会員生協組合員
■<個人型>この制度の個人コースで被保険者（補償の対象者）となれる方の範囲は、パルシステム共済生活協同組合連合会の会員生協組合員本人およびそのご家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。）です。

■<家族型・夫婦型>この制度の家族コース・夫婦コースで記名被保険者（補償の対象者）本人となれる方の範囲は、パルシステム共済生活協同組合連合会の会員生協組合員本人およびその配偶者です。夫婦コースの保険金額は本人・配偶者同一です。家族コースの保険金額は本人・配偶者・親族各々同一です。
■加入限度／・個人コース…1被保険者につき1加入 ・家族コース・夫婦コース…1家族につき、合計で1加入
■お支払方法／保険料は一時払いとなります。生協へ登録された口座から補償開始月翌月6日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に自動振替いたします。※クレジットカードでお支払いの方は、クレジットカード取扱会社が定める期日にお支払いいただきます。※振込用紙でお支払いの方は、振込用紙記載の期日（6日）までに、お振込みください。
■契約の変更や解約をしたい場合／パルシステム共済生活協同組合連合会 保険事業部までご連絡ください。必要書類を郵送いたします。
■生協を脱退される場合／この保険はパルシステム共済生活協同組合連合会の会員生協組合員以外はご利用いただけません。パルシステム共済生活協同組合連合会の会員生協を脱退される場合の保険の取扱いについては、取扱代理店までお問い合せください。
■その他重要事項について／初回保険料が振替不能の場合、その翌月に再度、振り替えいたします。2ヶ月連続して振替不能の場合はお申込みが不成立となります。再加入は最初に迎える4月1月以降となります。
※振込払で振込用紙記載の期日までに入金がない場合も上記と同じ扱いとなります。

ご加入例
毎月末日 加入依頼書生協受付 ▶ 翌々月1日 補償開始 ▶ 補償開始月翌月6日 第1回保険料引き落とし（生協ご利用代金振替日と同じ）
［例えば］6月末日生協受付、8月1日補償開始、9月6日保険料引き落とし（金融機関が休業日の場合は翌営業日）
※加入依頼書が、パルシステム共済生活協同組合連合会 保険事業部に到着後、お申し込み確認書をお送りいたします。お申し込み後2週間以上たっても届かない場合は、パルシステム共済生活協同組合連合会 保険事業部（0120-201-342）までご連絡ください。

記入見本

※訂正の際は二重線を引いていただき、余白にご記入のうえ、訂正署名（フルネーム）をお願い致します。
修正液・修正テープ等はお使いになれませんのでご注意ください。

ご記入日を記載してください。 組合員名をご記入ください。 日中つながるお電話番号をご記入ください。 ご加入の生協名と生協名右側の数字に○印をご記入ください。

2019年度パルシステムの自転車保険（三井住友海上・団体総合生活補償保険・標準型）加入依頼書
パルシステム共済生活協同組合連合会御中 私は、下記の通り加入の申込みをします。加入依頼書は保険契約申込の一部を成します。
この商品は保険会社を引受会社とする損害保険であり、生協がお引き受けする共済ではないことを確認しました。
※印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項（告知事項）です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがありますので、十分にご確認のうえご回答（記入）ください。

※消せるタイプのペンはご使用いただけません。

組合員（加入者）：加入申込日 令和R 1年 6月 3日 組合員番号 1 2 3 4 5 6 7 8
※5月1日以降にお申込の際は記入見本をご覧ください。
郵便番号 169-0072
住所 東京都新宿区大久保2-2-6（トウキョウト シンジュック オオクボ 2-2-6）
氏名 生協 花子（セイキョウ ハナコ）
★フルネームでご署名ください（自署）
保険契約についての重要な事項に関する説明書類を受け取り、「ご加入内容確認事項」について確認することなくご個人情報の取扱いに同意のうえ加入を申し込みます。
電話番号 03- 6233 - 7254 日中の連絡先（左記と異なる場合記入） 080 - 1234 - 5678

018 生協名 019
パルシステム東京 2730000
パルシステム神奈川ゆめコープ 4220000
パルシステム千葉 2360000
パルシステム埼玉 2010000
パルシステム茨城 栃木 1470000
パルシステム山梨 5020000
パルシステム群馬 1880000
パルシステム福島 1240000
パルシステム静岡 5530000
新潟ときめき 4600000

000 AAA 020 994 RA82 03 88 LF 354④
保険期間 2019年 月 1日から 2020年 4月 1日まで
099 旧加入者番号

ご希望のコースをお選びください。
複数のコースのお申込みを希望された場合は、加入依頼書をご送付致しますのでお問合せください。

被保険者氏名 390 1 生協 花子（セイキョウ ハナコ）
ご希望のコースに○をしてください。 ③ 家族コース 6,580円（年間）
「夫婦」・「家族」の場合は組合員名または、配偶者名をご記入ください。
性別 302 男① 女②
323 生年月日 51年 4月 1日
303 年令 満 43才
＊年令は2019年4月1日時点での満年令をご記入ください。

※（ご注意）「あり」の場合必ずご記入ください。（ご記入のない場合は「なし」と回答したことになります。）※他の保険契約等（注）他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。同種の危険を補償する他の保険契約等（団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立を含みます。）がありますか。 あり
保険金請求歴（注）他の保険会社への保険金請求を含みます。過去3年以内にケガまたは事故で保険金（合計して5万円以上）を請求または受領したことがありますか。 あり

被保険者氏名	保険種類	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額	被保険者氏名	会社名	回数	合計金額
生協 花子	傷害保険	100万円	5,000円	1,000円				円
		万円	円	円				円

R50 合計保険料 円
331 特記事項欄（カナ）

上記では記入欄が不足する場合には、取扱代理店または引受保険会社にお申し出ください。
■記入方法がご不明な場合は 専用0120－201－342 パルシステム共済生活協同組合連合会 保険事業部までお問い合わせください。
2018/12/AHJ62 DC181207

生協記入欄 担当者 受付センター 受付日 年 月 日 加入依頼書受付日 年 月 日 共済連受付No 企画番号 19062

他の保険契約等の「あり」に○印をご記入された場合は、下記の項目に具体的な内容の記入をお願い致します。
他の保険会社への保険金請求を含め、過去3年以内にケガまたは事故で保険金（合計して5万円以上）を請求または受領した事がある場合は○印をご記入いただき、下記の項目に具体的な内容の記入をお願い致します。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。
本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。
「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額） 保険期間（保険のご契約期間） 保険料・保険料払込方法

2. 加入依頼書への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。
以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入依頼書に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。
・加入依頼書の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
＊ご記入いただた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
・加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
＊ご加入いただく保険商品の加入依頼書によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。
◆「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入依頼書」のご提出が必要ですのでご確認ください。
・この保険制度に新規加入される場合
・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更 など）

この保険契約に関する個人情報について、パルシステム共済生活協同組合連合会（以下、当会）および三井住友海上火災保険株式会社（以下、引受保険会社）が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】
契約者である当会は引受保険会社にこの保険契約に関する個人情報を提供いたします。この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。
また、当会と当会の会員生協および子会社である（株）パルふれあいサービスは、この保険契約に関する個人情報を、保険引受の判断、保険契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用することがあります。
ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。
○契約等の情報交換について
引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。
○再保険について
引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。
契約者である当会は質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供することがあります。
詳細は、当会（https://www.palsystem-kyosai.coop/organization/kyousairen/privacy/index.html）および三井住友海上ホームページ（https://www.ms-ins.com）をご覧ください。

キリトリ

2019年度パルシステムの自転車保険（三井住友海上・団体総合生活補償保険・標準型）加入依頼書

パルシステム共済生活協同組合連合会御中 私は、下記の通り加入の申込みをします。加入依頼書は保険契約申込の一部を成します。
この商品は保険会社を引受会社とする損害保険であり、生協がお引き受けする共済ではないことを確認しました。
※印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項（告知事項）です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがありますので、十分にご確認のうえご回答（記入）ください。

※消せるタイプのペンはご使用いただけません。

【お願い】加入依頼書をご提出の際は、返却するカタログ類に混ざらないようにご提出いただくか、配達担当へ直接手渡しください。また郵送でもお申込みいただけます。

お申込みは加入依頼書をご提出いただくか、
ネット申込みよりお手続きをお願いします。

000 AAA 020 994 RA82 03 88 LF 354④
保険期間 2019年 月 1日から 2020年 4月 1日まで
099 旧加入者番号

複数のコースのお申込みを希望される場合は、加入依頼書をご送付致しますのでお問合せください。

＊年令は2019年4月1日時点での満年令をご記入ください。
R50 合計保険料 円
331 特記事項欄（カナ）

2018/12/AHJ62 DC181207
生協記入欄 担当者 受付センター 受付日 年 月 日 加入依頼書受付日 年 月 日 共済連受付No 企画番号 19062

キリトリ

加入依頼書の郵送方法

①右面の宛名部分を点線に沿って切り取り、お手持ちの封筒の上部分にしっかりとのり付けしてください。封筒は、郵送に差しつかえないものであれば、どんな封筒でもご使用いただけます。（最大サイズ120×235mm）
②その封筒の中に「加入依頼書」をお入れください。
③お手数ですが、封筒の裏にお名前とご住所をご記入ください。
④切手を貼らずにご郵送ください。

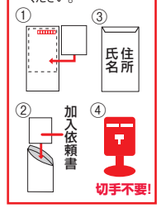

料金受取人払郵便
新宿北局承認 5262
差出有効期間 2020年3月19日まで
定形

1698790
受取人 131
東京都新宿区大久保2-2-6
ラクアス東新宿6階
パルシステム
共済生活協同組合連合会
（パルシステムの
自転車保険係）行

ご加入いただく保険の内容（パルシステムの自転車保険）

※印を付した用語については、次ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償（標準型）特約 ☆交通事故危険のみ補償特約セット	保険期間中の交通事故※によるケガ※のため、事故の発生の日からその日 を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。（注）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ●外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。）●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。）●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって生じた肺炎●交通乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ など （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（標準型）特約 ☆交通事故危険のみ補償特約セット	保険期間中の交通事故※によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合	後遺障害※の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。（注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。（注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。（注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。（注4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	傷害入院保険金 ★傷害補償（標準型）特約 ☆交通事故危険のみ補償特約セット	保険期間中の交通事故※によるケガ※のため、入院※された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。）	［傷害入院保険金日額］×［傷害入院の日数］をお支払いします。（注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院※に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。（注2）傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	傷害手術保険金 ★傷害補償（標準型）特約 ☆交通事故危険のみ補償特約セット	保険期間中の交通事故※によるケガ※の治療※のため、事故の発生の日 からその日を含めて180日以内に手術※を受けられた場合	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術※の場合…［傷害入院保険金日額］×10 ② ①以外の手術の場合…［傷害入院保険金日額］×5 （注）1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
	傷害通院保険金 ★傷害補償（標準型）特約 ☆交通事故危険のみ補償特約セット	保険期間中の交通事故※によるケガ※のため、通院※された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） （注）通院されない場合で、骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギプス等※を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	［傷害通院保険金日額］×［傷害通院の日数］をお支払いします。 （注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院※に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。（注2）傷害入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。（注3）傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
日常生活個人賠償責任保険金 ★日常生活個人賠償責任補償特約		保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ①本人の居住の用に供される住宅（*）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 （*）敷地内の動産および不動産を含みます。 （注）被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額（判決による遅延損害金を含みます。）および訴訟費用（*）等をお支払いします。（*）引受保険会社の書面による同意が必要となります。（注1）法律上の損害賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、日常生活個人賠償責任保険金額が限度となります。（注2）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。（注3）日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。（注4）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者または被保険者の故意による損害●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任●被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任●心神喪失に起因する損害賠償責任●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任●自動車等※の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任●戦争、その他の変乱※、暴動による損害●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
日常生活個人賠償責任保険金（臨時費用） ★日常生活個人賠償責任補償特約		上記の事故により、他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、被害者が次のいずれかに該当したとき。 ① 事故の直接の結果として死亡した場合 ② 事故の直接の結果として病院または診療所に20日以上入院※した場合 （注）被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が臨時に必要とする費用をお支払いします。 （注1）保険金のお支払額は、1回の事故によって生命または身体を害した被害者1名につき、次の額が限度となります。 左記「保険金をお支払いする場合」の①の場合…10万円 左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合…2万円 （注2）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
家族型への変更に関する特約（家族コース）	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者（補償の対象者）の範囲」に記載のとおり変更します。
夫婦型への変更に関する特約（夫婦コース）	

〈※印の用語のご説明〉

ア行	**医学的他覚所見**／理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 **医師**／被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
カ行	**ギプス等**／ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。 **競技等**／競技、競争、興行（*1）または試運転（*2）をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。（*1）いずれもそのための練習を含みます。（*2）訓練（自動車等※の運転資格を取得するための訓練を除きます。）を含みます。 **頸（けい）部症候群**／いわゆる「むちうち症」をいいます。 **ケガ**／急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（*）を含み、次のいずれかに該当するものを含みます。①細菌性食中毒②ウイルス性食中毒（*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 **ケガを被った所定の部位**／次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限ります。・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。 **後遺障害**／治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないものを除きます。 **交通事故**／次の事故をいいます。①運行中の交通乗用具※との衝突、接触等（*）②運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等（*）③運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故（異常かつ危険な方法で搭乗している場合は対象になりません。）④乗客として交通乗用具の改札口を入ってから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故⑤道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故（*）（ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限ります。）⑥交通乗用具の火災（*）立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般的には解放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。 **交通乗用具**／電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、エレベーター等、交通事故危険のみ補償特約に定められたものをいいます。 **誤嚥（えん）**／食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
サ行	**自動車等**／自動車または原動機付自転車をいいます。 **酒気帯び運転**／道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。 **手術**／次のいずれかに該当する診療行為をいいます。①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（*1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。②先進医療※に該当する診療行為（*2） （*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。（*2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。 **親族**／6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。 **先進医療**／手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。 **その他の変乱**／外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
タ行	**治療**／医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。 **通院**／病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療※を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 **溺水**／水を吸引したことによる窒息をいいます。
ナ行	**入院**／自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
ハ行	**配偶者**／婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方を含みます。
マ行	**未婚**／これまでに婚姻歴がないことをいいます。

「重要事項のご説明」とあわせて必ずお読みください

パルシステムの自転車保険にご加入いただくお客さまへ

ご契約時にご注意・ご理解いただきたいこと

●この保険はパルシステム共済生活協同組合連合会が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ保険会社に支払います。なお、保険契約者が保険会社に保険料を支払わなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者にお支払いします。●お申込人となれる方はパルシステム共済生活協同組合連合会の会員生協組合員に限ります。●〈経営破綻した場合等の保険契約者の保護について〉・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。●この保険の保険期間は2020年4月1日までとなります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。●〈保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡〉保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。●柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

<自動継続の取扱いについて>

前年からご加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたコースでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

<保険金支払いの履行期>

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（*1）をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（*2）を終えて保険金をお支払いします。（*3）
（*1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
（*2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
（*3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。【ご提出いただく書類】以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
・引受保険会社所定の保険金請求書・引受保険会社所定の同意書・事故原因・損害状況に関する資料・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写） 等）・引受保険会社所定の診断書・診療状況申告書・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書・死亡診断書・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

<示談交渉について>

法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。【示談交渉サービス】日本国内において発生した、日常生活個人賠償責任補償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。【示談交渉を行うことができない主な場合】○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

<代理請求人について>

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**
（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「上記①以外の配偶者（*）」または「上記②以外の3親等内の親族」
（*）法律上の配偶者に限ります。

重要事項のご説明

契約概要のご説明（団体総合生活補償保険（標準型））

●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。●申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。●取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.商品の仕組みおよび引受条件等
(1)商品の仕組み
この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。被保険者の範囲によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。
●被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲（○:被保険者の対象ー:被保険者の対象外）		
	本人（*2）	配偶者	その他親族（*3）
本人型	○	ー	ー
家族型（*1）	○	○	○
夫婦型（*1）	○	○	ー

●保険金が支払われる事故の種類によって次の特約をセットします。

	保険金が支払われる事故（○:補償対象 ×:補償対象外）	
交通事故危険のみ補償特約	右記以外	交通事故
	×	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活個人賠償責任補償特約	(a)本人（*2） (b)本人（*2）の配偶者 (c)同居の親族（本人（*2）またはその配偶者と同居の、本人（*2）またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d)別居の未婚の子（本人（*2）またはその配偶者と別居の、本人（*2）またはその配偶者の未婚の子） (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（*4）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

（*1）家族型には「家族型への変更に関する特約」が、夫婦型には「夫婦型への変更に関する特約」がセットされます。
（*2）加入依頼書の被保険者欄記載の方（家族型または夫婦型の場合においては被保険者ご本人）をいいます。
（*3）家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。
・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子
（*4）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
（注）同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の時におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2)補償内容
保険金をお支払いする場合はパンフレットのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額 パンフレットをご参照ください。② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要
パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間
この保険の保険期間は、2020年4月1日午後4時までです。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入依頼書の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件
ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入依頼書、普通保険約款・特約等にてご確認ください。・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2.保険料
保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入依頼書の保険料欄にてご確認ください。

3.保険料の払込方法について
パンフレットをご参照ください。

4.満期返れい金・契約者配当金
この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5.解約返れい金の有無
ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険（標準型））

●ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。●申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。●取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）
この保険はパルシステム共済生活協同組合連合会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2.告知義務等
(1)ご加入時における注意事項（告知義務ー加入依頼書の記入上の注意事項）
被保険者（補償の対象者）には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。加入依頼書に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入依頼書の記入内容を必ずご確認ください。次の事項について十分ご注意ください。●他の保険契約等（*）に関する情報 （*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
(2)その他の注意事項
■同種の危険を補償する他の保険契約等（*）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入依頼書の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。 （*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。（注）傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。
■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約（*）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約（*）を解約しなければなりません。 ①この保険契約（*）の被保険者となることについて、同意していなかった場合 ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。 ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合 ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。 ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約（*）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合 ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約（*）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合 また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
（注）家族型または夫婦型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。
a.家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
b.この保険契約（*）を解約すること
（*）保険契約 その被保険者に係る部分に限ります。

■特約の補償重複
次表の特約などのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。
（注）1契約のみに特約をセットした場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。
<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
団体総合生活補償保険（標準型） 日常生活個人賠償責任補償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

3.補償の開始時期
始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4.保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等
(1)保険金をお支払いしない主な場合 パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。
(2)重大事由による解除 次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。 ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。 ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。 ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。 ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。 ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5.保険料の払込猶予期間等の取扱い
保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6.失効について
ご加入後に、被保険者（家族型、夫婦型においては被保